

地独小病公告第51号
令和6年3月28日

地方独立行政法人新小山市民病院令和6年度年度計画の公表について

地方独立行政法人新小山市民病院
理事長 島田 和幸

地方独立行政法人法第27条の規定により、地方独立行政法人新小山市民病院令和6年度年度計画を別紙のとおり定めましたので、公表いたします。

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地域に密着した急性期病院として良質で安全な医療の提供

(1) 診療機能の整備

地域住民が求める医療需要に対し、本院が持つヒト・モノ・カネ・ジョウホウの医療資源を最大限に発揮し且つ向上させ、次なる「標準装備」の具備を進めつつ、急性期により特化した地域中核病院を目指していく。

(2) 救急医療の取り組み

公的な地域中核病院の責務として、小山のみならず石橋地区・筑西地区の消防本部および行政機関との緊密かつ骨太な連携を強化しながら、医師の働き方を強く意識した応需体制を推進し、救急車不適正利用の抑制（具体的には軽症者への時間外選定療養費の徹底）を成し遂げることで、持続可能な救急診療を提供していく。

【目標指標】

指 標	令和6年度目標値	(参考)中期計画上の 令和6年度目標値
救急外来患者数	8, 500人	9, 000人
うち救急車搬送患者数	4, 900人	4, 200人
うち救急入院患者数	3, 200人	3, 200人

(3) 4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）への対応

地域の中核病院として近隣医療機関との連携と、救急応需及び高度医療提供を通じ、4疾病患者への診療対応に貢献する。

ア がん

地域住民のみならず県南医療圏のがんの拠点病院（がん治療中核病院）として、がん治療のニーズに応じていく。手術療法においては最新かつ高難度の手術手技・設備をさらに強化、整備していく。化学療法においては化学療法センターの量的質的拡充を、緩和ケアに関しては人、設備の充実を図っていく。さらに、がん治療のフルスペックを目指し、引き続き放射線治療の導入に向けてソフト・ハードの整備も含めた検証も進めていく。

イ 脳卒中

小山市及び近隣市町の「脳を守る」ため、脳神経内科・脳神経外科からなる脳卒中センターにより、急性脳疾患患者に対して、t-PA療法、血管内治療、緊急外科手術等の医療を提供し、地域の診療ニーズに応じていく。

ウ 急性心筋梗塞

循環器内科と心臓血管外科との連携強化による、循環器疾患応需体制の質的拡充を目指す。急性心筋梗塞に対して door-to-balloon time90 分以内の迅速対応を目指していくとともに、次期中期計画における TAVI（経カテーテル大動脈弁留置術）導入やそのためのハイブリッド手術室等の地均しを進めていく。

エ 糖尿病

当院の役割として、地域における糖尿病の予防や合併症治療等への住民意識向上を主眼とし、そのための糖尿病教室等の活動を計画的に進めて行くとともに、地域における糖尿病診療ネットワークの中核病院になる。

(4) 小児医療の充実

小児医療体制については、コロナ禍対策で 2022 年より病床数を縮小していたが、コロナ禍からの回復過程で入院患者数が増加しているため、病床数の拡充を目指す。合わせて病床数不足により再開困難な産後ケアやレスパイト入院再開のニーズに添えていく。救急医療体制については、小山地区医療圏唯一の小児二次救急医療機関として、救急医療の適正利用を啓発しつつ、引き続き 365 日 24 時間の日当直体制を維持していく。

(5) 周産期医療の対策

二次周産期医療機関として、行政や地域住民が本院に期待することを踏まえ、次期中期計画において周産期診療を再興できるよう、大学との密な連携を行い、まずは婦人科診療を充実させていく。

(6) 災害時における医療協力

地域災害拠点病院として、先の能登地震で実績を残した災害派遣医療チーム（DMAT）および新たに法制化された災害支援ナースを質的・量的に充実させていくことで、感染症も含めた災害医療への貢献を重ねていくとともに、事業継続計画（BCP）の練り直しを進めることで「本当に活用できるBCP」へと変貌させていく。また、行政や地域の連携病院との間での防災ネットワークの構築を図ることで、真に必要とされる地域災害拠点病院を目指していく。

(7) 感染症医療の対策

コロナを含めた新興・再興感染症に対し、感染対策向上加算 1 の医療機関の使命を果たし、所轄保健所・医師会・市役所・近隣医療機関と連携・調整を図り、地域全体の感染対策体制の構築に努める。

また、院内感染防止に最大限尽力し、医療崩壊を防ぎ、地域中核病院としての医療機能維持の使命を全うできるよう全職員で対応する。

(8) 予防医療の充実

人間ドック・健診機能評価施設の認定更新を得て、さらに質の高い検査技術と精度管理、安心・安全な施設環境と受診者満足度サービス向上の提供を目指す。国・自治体の健康施策に準じ特定保健指導実施率 100%を目指す。生活習慣病重症化予防の取り組みとして「経過観察」段階から保健指導の取り組みを強化する。人間ドックをはじめとして脳、心臓、レディース、フレイルドックの他、多種のオプション検査と併せ年代、性別、遺伝、受診者のライフスタイルなど健康課題等に関連した健康目標を多視点で評価・対応する。医師、保健師、管理栄養士、産業保健師、健康運動指導士、産業カウンセラー等の専門職を揃え、こころとからだの健康対策に寄与していく。生活習慣病、がん、脳血管疾患の早期発見、早期治療について小山医師会、近隣医療機関と連携し、二次受診率の向上を目指す。DXの推進を図りPHR（パーソナルヘルスレコード）を導入し、情報化サービスの推進、医療機関との情報連携強化、個人の予防・健康づくりを支援する。小山市、企業・団体と連携し、高血圧重症化予防事業、その他の予防医療に関する普及・啓発活動を推進する。

【目標指標】

指 標	令和 6 年度目標値	(参考)中期計画上の 令和 6 年度目標値
人間ドック	1, 9 0 0 件	1, 9 0 0 件
脳MRI	3 0 0 件	2 0 0 件
心臓ドック	1 0 件	1 0 件
レディースドック	4 0 件	4 0 件

(9) 医療安全対策の充実・強化

ア 医療安全推進活動を通して職員の医療安全に対する意識向上と安全文化の醸成を図り、医療事故防止に努める。

イ 職員を対象にした医療安全教育および情報の共有を行い、個々の職員が外来および入院患者の安全を第一に考えた医療の提供に努める。

ウ 栃木県内の医療機関と連携し、情報収集および活動内容の刷新の機会を設ける。

(10) 地域の保健・福祉関係機関との連携の継続

引き続き、本院と社会福祉的な関与を要する住民への対応を担う各関係機関との連携体制について、持続可能な体制づくりや具体的な活動を行政とともに進める。地方独立行政法人の役割として、設立団体（小山市）との連携を更に強化し、住民福祉の向上に努める。

2 医療提供体制の充実

(1) 医療人材の確保と育成

ア SNSや採用サイトを活用し当院の働き方改革の取り組みや魅力を発信するとともに、関係機関、関係大学、養成学校等との連携の強化に努め、計画的な医療専門職の確保に努める。

イ 病院職員として必要な階層別研修を実施するとともに、専門医、研修指導医、認定看護師、特定看護師等の専門資格取得に対する支援制度の充実を図る。

ウ レジナビ等の採用サイトの活用や研修医の意見を取り入れて定期的な臨床研修プログラムの見直しを行い、研修医応募人数の増加を目指す。

(2) 事務職員の確保と育成

ア 年齢構成を考慮した事務職員の計画的な採用に努める。

イ 階層別研修やOJTにより、病院事務職員として不可欠な知識と他職種連携に必要な技能、広い業務視野を習得するとともに、事務職として各分野でのスペシャリスト育成のため、専門資格の計画的取得を推進する。また、人事評価の活用等により資質の向上を図る。

ウ 行政機関との連携や専門家等からの支援を受けながら、病院の経営に関する知識、経験を深める。

(3) 信頼性の確保

従来から当院の信頼性確保の柱として進めている「病院機能評価の受審(再々更新)」及び「クリニカルインディケータ事業への参加」を継続的に進め、そのプロセスを通じて、医療提供能力の実質的な向上を図る。

また、地方独立行政法人の責務として求められている内部統制制度については、新たに発足した内部統制・監査室が中心となり、内部通報制度・内部監査制度・各種の相互牽制制度を推進していくことで、ガラス張りのコンプライアンス経営を目指していく。

3 患者・住民の満足度の向上

(1) 患者中心の医療

患者のQOL(生活の質)を常に最優先にとらえ、その人らしい生活を送ることができるよう、患者の立場に立った支援を心がける。患者家族へ情報を提供し、患者自身の意思決定を尊重した支援を行い、院内院外の他職種で共有できる体制を継続していく。

(2) 快適な医療環境の充実

入院中のみならず、診察・検査等の待ち時間に使える free Wi-Fi 環境の提供を開始し、一定の支持が得られている。加えて、待ち時間の短縮、密にならない外来診療を目指し、診察順番のお知らせ、医療費後払いサービスの導入を検討する。

また、健康診断・人間ドック、医療情報、血液検査等の結果、お薬の情報をスマートフォンで持ち歩けるようなサービスを導入することで、自身の健康を自身で管理し、新しい医療との関わり方を提供する。

(3) 患者・来院者及び地域住民の満足度の向上

患者満足度については、外来満足度調査、病棟満足度調査をWEB形式の調査方法で行い、全職員が患者に寄り添うことを第一に考えた各種改善活動およびサービス向上の実践に努める。また、『ペイシェントエクスペリエンス(患者経験価値)』の導入を視野に入れ、研修終了者を中心に最適な実践方法を確立していく。

また、あいさつ声かけ運動を改変し、強化週間を設け、“あいさつ声かけ週間”とし、アンケート調査にそのより有効性を評価する。

【目標指標】

指 標	令和6年度目標値	(参考)中期計画上の 令和6年度目標値
患者満足度調査	「満足」の割合が55.0% 以上	「満足」の割合が55.0% 以上

(4) 職員の接遇向上

患者サービス向上委員会を中心に講演形式の接遇関連研修を企画し、よりよい患者サービスの在り方を各職員が身につける機会を提供する。

また、ホスピタリティー10か条を全職員に浸透させるために、患者サービス向上委員会便りの発行を行う。

(5) ボランティアとの協働によるサービスの向上

コロナ後の新しい生活様式を実践し、感染防止対策に努めながら、来院者の案内を中心としたボランティア活動を実施する事でサービスの向上を図る。

また、魅力ある活動について各団体と協議し、病院ホームページや小山市広報誌等を通じて賛同者を募り、ボランティア登録者数の維持向上を行うことで、患者サービスの向上を図る。

【目標指標】

指 標	令和6年度目標値	(参考)中期計画上の 令和6年度目標値
ボランティア登録人数	80人	100人

(6) 病院に関する情報の積極的発信

地域住民に向けては、引き続き、広報誌・ホームページ・SNS・マスコミを通じて積極的に発信を行うことで、本院の提供する医療への関心を深め、また、本院が周知・

啓発をしたいことの浸透に寄与させていく。一方、病院の運営に向けては、院内誌により職員の帰属意識を高め、職員コミュニケーションのプラットフォームになることを目指していきつつ、ホームページの改修を契機として、人材募集戦略の柱となることを目指していく。

4 地域医療支援病院としての機能強化

(1) 地域医療機関との連携推進

地域医療支援病院として地域の医療機関と連携強化をするために、緊急患者紹介に伴う断らない医療提供や、会場とWEBでのハイブリット方式による「地域完結型医療連携の会」「ポットラック」など事例検討会を主催するなどして信頼関係を深める。さらに近隣15病院による「小山市近郊地域医療連携協議会」の活動および各医療機関の訪問等により前方・後方連携の強化を図り、紹介・逆紹介の推進を図る。

【目標指標】

指 標	令和6年度目標値	(参考)中期計画上の 令和6年度目標値
紹介率	85.0%	80.0%以上
逆紹介率	80.0%	80.0%以上

(2) 地域包括ケアシステムの推進

近隣15病院との小山市近郊地域医療連携協議会の運営やそれぞれの病院との個別連携協議等を推進し、WIN-WINの連携体制の構築に努める。また、病院だけでなく、診療所などの地域の医療機関との連携を強化していくために、在宅医療機関、居宅系介護施設や介護老人保健施設等とも情報を共有・関係の構築を目指し地域包括ケアシステムの構築に努める。

(3) 住民意識の啓発活動

行政サイドとの連携を図りながら、広報紙、メディア、各種催事を通じて、逼迫する救急医療への関わり方に重点を置きつつ、健康増進、ACP（終末期の医療やケアについて事前に話し合う、アドバンスドケアプランニング）等、地域住民の関心が高く、人生を考える上でも大切な各種医療情報の提供も図る。また、高まる出前講座の需要に応じて、地域住民が健康と医療を考えるきっかけづくりをさらに進める。

5 法令等の遵守と個人情報保護・開示の推進

(1) 法令等の遵守

関係法及びコンプライアンス等に対する知識習得を目的とした研修を継続的に実施し、動画視聴等によりより多くの職員が参加できるよう工夫する。セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の各種ハラスメント、育児・介護休職者への差別な

ど、個人の尊厳を損なう行動に対しアンケートの実施や相談窓口を設けるなど適切な措置を講じる。法令遵守が、本院職員の業務遂行と社会的信用向上に繋がることを理解し、職員が意識啓発できる組織的な土壌づくりを行う。

また、コンプライアンス経営を推移していくため、内部統制・監査室による内部通報制度の推進および内部監査制度の確立を行う。

(2) 個人情報保護と開示

個人情報保護法改正に伴う運用変更および規程整備を着実に進めることで、個人情報保護・開示等の法が求める施策を確実に実施していく。また、電子カルテシステムや事務系ネットワークの情報セキュリティ対策や職員の個人情報漏えいを始め、情報の取り扱いに関するリテラシー等、ソフトとハードの両面から着実に高めていく。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

1 組織マネジメントの強化

B S C (バランス・スコアカード)による各所属の自主的な目標管理体制を継続し、組織構成員各人がB S Cを意識することによって、病院運営方針の浸透と、目標に対する実績管理のP D C Aサイクルを有効に活用出来る組織マネジメントを継続して行く。次期中期計画において、中期計画とB S Cを連動させていくことを目指していく。

2 働きやすい病院づくり

(1) 人事に関する制度の充実

ア 組織力を強化するため、各部門職員の必要数を精査し、個々の職員が持つ職務遂行能力や適性を反映した人事配置とする。

イ 人事評価制度について職員の勤務意欲等の一層の向上を図るため、定期的に評価項目、実施方法等の見直しを行う。また、評価者の資質向上のため評価者研修を行い、さらなる適正な運用を目指す。

(2) 働き方改革への対応

職員の意識改革、勤務時間管理やタスクシフトなど、下記の手法により、着実に働き方改革への対応を進め、職員の満足度を高めたマグネットホスピタルを目指す。

ア 出退勤システムより正確な勤務時間を把握、勤務データの検証を行い適正な人員配置や人材確保を行う。

イ 安全衛生委員会・産業医によるタスク・シフティングの計画・検証、医師勤務改善計画の検討・作成を実施し職場環境を整備する。

ウ 労働時間や在館時間を定期的に確認・フィードバックし、面談の実施や人間ドックなどの受診促進など医療者の健康を守るための取組の拡大を図る。

(3) 職員の就労環境の整備

- ア 職員満足度調査やハラスメントに関するアンケートを実施し、部門・年齢・役職に応じた職員の要望等を把握し、適切な措置を講じる。
- イ 法定の健康診断をはじめとして、歯科検診、ストレスチェックを適宜実施する。
- ウ 院内保育所の利用促進、相談窓口のさらなる充実、福利厚生事業の拡大などにより、働きやすい職場の整備を図る。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するため取るべき措置

1 経営基盤の維持と経営機能の安定化

コロナによる病院経営への影響はほぼ収まった一方で、前期からの物価上昇による材料費負担や人手不足による各種委託費の上昇を主因とする経費負担増加という流れは、令和6年度も続くことが見込まれる。病院を取り巻く経営環境はより厳しさを増す中ではあるが、従来から取り組んでいる診療単価の向上と高い病床稼働率の維持やコスト削減による黒字経営の継続と経営基盤の強化を目指す。

【目標指標】

指標	令和6年度目標値	(参考)中期計画上の 令和6年度目標値
経常収支比率	100.0%	100.8%
医業収支比率	97.9%	97.4%

2 収益の確保と費用の抑制

(1) 収益の確保

入院・外来ともに患者数（病床稼働率）はほぼ上限に達しており、これ以上の量的拡大は物理的に難しいことから、引き続き診療単価の向上による収益の積み上げを図っていく。加えて令和6年度診療報酬改定への的確かつ迅速な対応を実践することで、コアとなる医業収益のさらなる極大化に努める。

【目標指標】

指標	令和6年度目標値	(参考)中期計画上の 令和6年度目標値
入院患者数	104,025人	101,835人
入院診療単価	70,100円	64,500円
病床稼働率	95.0%	93.0%
平均在院日数	11.0日	10.5日
外来患者数	172,530人	157,950人
外来診療単価	16,400円	14,500円

(2) 費用の節減

依然続く多方面での物価上昇の影響に加え、人手不足による各種委託費の負担増加も顕著となっていることから、経営における支出管理の重要性は従来にも増して高まっている。費用をかけるべき部分と抑制すべき部分を見極め、メリハリを効かせた支出管理を徹底するとともに、材料費等にかかる各種削減策等をより一層強化することで、費用効率の向上と費用節減の両立を図る。

【目標指標】

指標	令和6年度目標値	(参考)中期計画上の 令和6年度目標値
材料費対医業収支比率	25.8%	21.8%
経費対医業収支比率	15.9%	15.0%
人件費対医業収支比率	53.8%	58.5%

3 高度医療機器の計画的な更新・整備

平成28年1月の病院新築移転の際に一括調達した医療機器の経年劣化が進んでいることから、医療の質や安全性担保の観点から優先順位を慎重に見極めたうえで対応する。また新たな機器の導入に際しては、費用対効果を十分に吟味したうえで当院の経営戦略に基づき判断する。限られた予算の有効活用と適切な調達プロセスを徹底し、計画的な医療機器の整備を進める。

【当該年度の更新予定医療機器等】

コンピューター断層撮影（CT）

第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するために取るべき措置

小山市地域医療推進基本計画の新小山市民病院に課せられた数多くの各種施策の達成を目標に努力する。

第5 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（令和6年度）

(百万円)

区分	金額
収入	
営業収益	10,824
医業収益	10,514
運営費負担金	265
その他営業収益	45
営業外収益	290

運営費負担金	218
その他営業外収益	73
資本収入	402
運営費負担金	0
長期借入金	400
その他資本収入	2
その他の収入	0
計	11,516
支出	
営業費用	10,383
医業費用	9,898
給与費	5,097
材料費	2,972
経費等	1,829
一般管理費	485
営業外費用	67
資本支出	955
建設改良費	445
償還金	479
その他資本支出	31
その他の支出	0
計	11,405

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計と一致しないものがある。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

【人件費の見積】

総額5,582百万円を支出する。この額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の見積】

運営費負担金については、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に準じ算定した額とする。なお、建設改良費及び償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成とする。

2 収支計画 (令和6年度)

(百万円)

区分	金額
収入の部	11,228
営業収益	10,943
医業収益	10,474
運営費負担金収益	265
補助金等収益	45
資産見返補助金等戻入	159
営業外収益	285
運営費負担金収益	218
その他営業外収益	67
臨時収益	0
支出の部	11,226
営業費用	10,698
医業費用	10,207
給与費	5,142
材料費	2,702
経費等	1,670
減価償却費	693
一般管理費	492
営業外費用	527
臨時損失	0
純利益	2
目的積立金取崩額	0
総利益	2

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と一致しないものがある。

3 資金計画（令和6年度）

(百万円)

区分	金額
資金収入	16,709
業務活動による収入	11,114
診療業務による収入	10,514
運営費負担金による収入	483
補助金等による収入	45
その他の業務活動による収入	73

投資活動による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	1, 010
長期借入金による収入	400
短期借入金による収入	608
その他の財務活動による収入	2
令和4年度からの繰越金	4, 585
資金支出	12, 013
業務活動による支出	10, 450
給与費支出	5, 582
材料費支出	2, 972
その他の業務活動による支出	1, 896
投資活動による支出	476
固定資産の取得による支出	445
その他の投資活動による支出	31
財務活動による支出	1, 087
長期借入金等の返済による支出	479
短期借入金の返済による支出	608
その他の財務活動による支出	0
次年度への繰越金	4, 696

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計と一致しないものがある。

(注2) 短期借入金による収入及び返済による支出は、栃木県公的医療機関等整備資金貸付金である。

第6 短期借入金の限度額

1 限度額

2, 000百万円とする。

2 想定される短期借入金の発生事由

- (1) 賞与支給による一時的な資金不足や予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給など偶発的な出費への対応
- (2) 栃木県公的医療機関等整備資金貸付金の借入

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

無し

第8 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余が生じた場合は、病院施設・設備の整備・改修、医療機器等の購入、長期借入金の償還、人材確保事業及び人材育成事業等、将来の資金需要に対応するため預金等に充てる。

第9 料金に関する事項

1 診療料等

理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額。
- (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項(これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む)並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づく基準により算定した額。
- (3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額。

2 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部を減免することができる。

3 料金の返還

既に納めた料金については、返還しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第10 地方独立行政法人新小山市市民病院の業務運営等に関する規則(平成25年小山市規則第8号)に定める事項

1 施設及び設備に関する計画(令和6年度)

(百万円)

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	総額445	小山市長期借入金等

(注1) 金額については、見込みである。

(注2) 各事業年度の小山市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。